

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

- 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(八六)
- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(八七)

〔政令〕

- 特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令(三六七)
- 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三六八)
- 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(三六九)
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(三七〇)
- 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(三七一)

〔条約〕

- 社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(一七)

〔府令〕

- 特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令(内閣府七八)
- 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令(同七九)

〔府令・省令〕

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令(内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通五)
- 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令等の一部を改正する命令(内閣府・財務一〇)
- 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令(内閣府・財務・厚生労働一)
- 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の一部を改正する命令(内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業三)
- 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・財務・経済産業四)
- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

〔省令〕

- 社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令(文部科学三七)

〔告示〕

- 専門的知識及び経験を有すると認められる者を指定する件の一部を改正する件(金融庁七五)
- 社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生に関する件(外務六三九)

本号で公布された法令のあらまし

◇銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(法律第八六号(警察庁))

- 所持の禁止の対象となる剣の範囲の拡大
刃渡り五・五センチメートル以上一五センチメートル未満の剣を新たに所持の禁止の対象とすることとした。(第二条関係)
- 銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化

加 (一) 銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由の追加

- ストーカー行為をしたこと、配偶者に対する暴力行為をして裁判所から命令を受けたこと等を銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由に追加することとした。(第五条関係)
- (二) 銃砲刀剣類の所持許可を取り消された者に係る欠格期間の延長

- 一定の違法な行為をして銃砲刀剣類の所持許可を取り消された者の欠格期間を五年から一〇年に延長することとした。(第五条関係)
- (三) 高齢者に対する認知機能検査の導入

- 銃砲刀剣類の所持許可又はその更新を受けようとする者で七五歳以上のものは、認知機能検査を受けなければならないこととした。(第四条の三及び第五条関係)
- (四) 所持許可に係る申請書への医師の診断書の添付の義務化

- 猟銃又は空気銃の所持許可に係る申請書には、医師の診断書であつて内閣府令で定める要件に該当するものを添付しなければならないこととした。(第四条の二関係)
- (五) 射撃技能に関する講習の受講義務の新設

- 射撃技能に関する講習を受けようとする者は、射撃技能に関する講習を受け、その課程を修了しなければならないこととした。(第五条の二及び第五条の五関係)
- (六) 年少者による空気銃の所持の制限

- (1) 一四歳以上一八歳未満の者が所持許可を受けて空気銃を所持することができるものの範囲を、国際的な規模で開催される一定の空気銃射撃競技に参加する選手等に限定することとした。(第五条関係)

- (2) 年少者による空気銃の所持の制限

- (3) 年少者による空気銃の所持の制限

第五條 新金融商品取引法施行令第二條の四の二の規定は、施行日以後に開始する新金融商品取引法第二條の二第二項に規定する組織再編成発行手続について適用し、施行日前に開始した旧金融商品取引法第二條の二第二項に規定する組織再編成発行手続については、なお従前の例による。

第六條 新金融商品取引法施行令第三條の四の規定は、施行日以後に提出期限の到来する新有価証券報告書又は旧有価証券報告書について適用し、施行日前に提出期限の到来した旧有価証券報告書については、なお従前の例による。

第七條 新金融商品取引法施行令第四條の二の二の規定は、施行日以後に提出期限の到来する新金融商品取引法第二十四條第八項(新金融商品取引法第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による外国会社報告書又は旧金融商品取引法第二十四條第八項(旧金融商品取引法第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による外国会社報告書(以下「旧外国会社報告書」という。)について適用し、施行日前に提出期限の到来した旧外国会社報告書については、なお従前の例による。

第八條 新金融商品取引法施行令第四條の五の規定は、施行日以後に提出期限の到来する新金融商品取引法第二十四條第七項(新金融商品取引法第二十四條の七第六項(新金融商品取引法第二十七條において準用する場合を含む。))及び第七項(旧金融商品取引法第二十四條の七第六項(旧金融商品取引法第二十七條において準用する場合を含む。))の規定による親会社等状況報告書又は旧金融商品取引法第二十四條の七第六項(旧金融商品取引法第二十七條において準用する場合を含む。))の規定による親会社等状況報告書(以下「旧親会社等状況報告書」という。)について適用し、施行日前に提出期限の到来した旧親会社等状況報告書については、なお従前の例による。

第九條 新金融商品取引法施行令第九條の規定は、施行日以後に開始する新金融商品取引法第二十七條の二第一項に規定する株券等の買付け等について適用し、施行日前に開始した旧金融商品取引法第二十七條の二第一項に規定する株券等の買付け等については、なお従前の例による。

第十條 旧金融商品取引法第三十五條第三項の規定は、業として特定運用業務(新金融商品取引法施行令第三十五條第三項の規定による)を掲げる資産に対する投資として改正法律第九十八條第二條の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八條)第二條第一項に規定する委託者指図型投資信託の信託財産の運用の指図を行つてゐる者は、施行日において当該特定運用業務につき改正法律第二條の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十三條の三第一項の規定により読み替へて適用する新金融商品取引法第三十五條第四項の承認を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第五十七條第三項の規定は、適用しない。

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正)
第十一條 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成二十年政令第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第十九條中金融商品取引法施行令第十九條の三の改正規定を次のように改める。
第十九條の三に次の一項を加える。
6 第四條の四第三項の規定は、第一項第三号及び第二項から第四項までの場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第三項中「第二百四十七條第一項又は第二百四十八條第一項(これらの規定を同法第二百二十八條第一項、第二百四十七條第一項、第二百三十九條第一項及び第二百七十六條(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。」とあるのは「第二百四十七條第一項又は第二百四十八條第一項」と「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替へるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)
第十二條 施行日以前にした行為及びこの罰則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 麻生 太郎
財務大臣 森 英介
厚生労働大臣 中川 昭一
農林水産大臣 舩添 要一
経済産業大臣 石破 茂
二階 俊博

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年十二月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第三百七十号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第二百二十六号)第三條第三号及び第四号並びに第五十四條の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号イ中(6)を(7)とし、(5)から(6)までを(7)から(7)までとし、(5)を(6)とし、(6)の次に次のように加える。
68 ペンタエチレンヘキサミン
69 ミルセン
別表第一第一号イ中(5)を同号イ(6)とし、同号イ(6)の次に次のように加える。

別表第一第一号イ中(4)を同号イ(5)とし、同号イ(5)の下に「フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジニル」を加え、同号イ(4)を同号イ(5)とし、同号イ中(4)を(5)とし、(4)を(5)とし、(5)の次に次のように加える。
60 ビスフェノールAのジグリシジルエーテル
別表第一第一号イ中(3)を(4)とし、(4)から(4)までを(5)から(5)までとし、(4)を(5)とし、(5)の次に次のように加える。
53 ドデシルフェノキシベンゼンジスルホン酸塩溶液
別表第一第一号イ中(2)を(3)とし、(3)から(3)までを(4)から(4)までとし、(3)を(4)とし、(4)の次に次のように加える。
45 デシルオキシトラヒドロチオフェン-1-ジオキシド
46 デセン

別表第一第一号イ中(1)を(2)とし、(2)から(2)までを(3)から(3)までとし、(2)を(3)とし、(3)の次に次のように加える。
30 二-6-ジ-ターシャリブチルフェノール
別表第一第一号イ中(1)を(2)とし、(2)を(2)とし、(1)及び(1)を削り、(1)を(2)とし、(1)を(2)とし、(2)の次に次のように加える。
21 コールター
22 コールター
23 一・五・九-シクロロドデカトリエン
24 シクロヘプタン
別表第一第一号イ中(1)を同号イ(2)とし、同号イ(2)の次に次のように加える。
19 クレオソート(コールターから得られたものに限る。)

別表第一第一号イ中(1)を同号イ(2)とし、同号イ(2)の次に次のように加える。
14 塩化パラフィン(炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物であつて、塩素の含有量が五十重量パーセント以上かつ炭素数が十三以下のものの濃度が一重量パーセント未満のものに限る。)
15 オレイルアミン
16 オレフィン(炭素数が八から十二までのものを含む炭素数が五から十五までのものの混合物(炭素数が六以上のアルファオレフィンの混合物を除く。)に限る。)

17 アルファオレフィン(炭素数が八から十二までのものを含む炭素数が六から十八までのものの混合物に限る。)

別表第一第一号イ中(8)を(12)とし、(9)を(11)とし、(8)を(10)とし、(17)を(8)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) アルケン酸アミド(アルケニル基の炭素数が十一以上のもの及びその混合物に限る。)

別表第一第一号イ中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) アセトクロール
別表第一第二号イ中(330)を(440)とし、(329)を(438)とし、(438)の次に次のように加える。

(439) レジン油(蒸留物に限る。)

別表第一第二号イ中(328)中「二重量パーセント以上」を削り、同号イ(328)を同号イ(437)とし、同号イ(327)を同号イ(435)とし、同号イ(435)の次に次のように加える。

(436) 磷酸水素ジニ―エチルヘキシル

別表第一第二号イ中(326)を(434)とし、(325)を(433)とし、(324)を(432)とし、(323)を(430)とし、(430)の次に次のように加える。

(431) 硫化炭化水素(炭素数が三から八十八までのもの及びその混合物に限る。)

別表第一第二号イ中(322)を(429)とし、(321)を(428)とし、同号イ(320)中「遊離脂肪酸が四重量パーセント未満のものに限る。」を削り、同号イ(426)を同号イ(426)とし、同号イ(426)の次に次のように加える。

(427) ラテックス(安定剤として一重量パーセント以下のアンモニアを含むものに限る。)

別表第一第二号イ中(319)を(425)とし、(318)を(424)とし、(317)を(423)とし、(316)を(421)とし、(421)の次に次のように加える。

(422) 酪酸エチル

別表第一第二号イ中(315)中「遊離脂肪酸が一重量パーセント未満のものに限る。」を削り、同号イ(315)を同号イ(420)とし、同号イ(314)中「遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。」を削り、同号イ(314)を同号イ(417)とし、同号イ(417)の次に次のように加える。

(418) やし油脂肪酸

(419) やし油脂肪酸メチルエステル

別表第一第二号イ中(313)を(416)とし、(312)を(415)とし、同号イ(311)中「遊離脂肪酸が十二重量パーセント未満のものに限る。」を削り、同号イ(311)を同号イ(414)とし、同号イ中(310)を(413)とし、(292)から(309)までを(395)から(412)までとし、(291)を(393)とし、(393)の次に次のように加える。

(394) メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸オクタデシルの混合物
別表第一第一号イ中(290)を(392)とし、(284)から(289)までを(386)から(391)までとし、(283)を(384)とし、(384)の次に次のように加える。

(385) マンゴー核油

別表第一第二号イ(282)を同号イ(379)とし、同号イ(379)の次に次のように加える。

(380) ポリブチルこはく酸イミド

(381) ポリブテン

(382) ポリプロピレン(重合度が五以上のもの及びその混合物に限る。)

(383) ポリメチレンポリフェニルイソシアナート

別表第一第一号イ中(281)を(378)とし、(277)から(280)までを(374)から(377)までとし、(276)を(372)とし、(372)の次に次のように加える。

(373) ポリオレフィンアミノエステル塩(分子量が二千以上のもの及びその混合物に限る。)

別表第一第二号イ中(275)を(371)とし、(274)を(366)とし、(366)の次に次のように加える。

(367) ポリエーテル(分子量が千三百五十以上のもの及びその混合物に限る。)

(368) ポリエチレンポリアミン(ペンタエチレンヘキサミンを除く。)

(369) ポリエチレンポリアミン及び流動パラフィンの混合溶液(炭素数が五から二十までの流動パラフィンの濃度が五十重量パーセントを超えるものに限る。)

(370) ポリオレフィン(分子量が三百以上のもの及びその混合物に限る。)

別表第一第二号イ中(273)を(365)とし、(272)を(363)とし、(363)の次に次のように加える。

(364) ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテルアセタート(アルキル基の炭素数が一から六までのものであつて、重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。)

別表第一第二号イ(271)を同号イ(361)とし、同号イ(361)の次に次のように加える。

(362) ホワイトスピリット(芳香族系成分の含有量が十五重量パーセント以上二十重量パーセント以下のものに限る。)

別表第一第二号イ中(270)を(360)とし、(264)から(269)までを(354)から(359)までとし、(263)を(352)とし、(352)の次に次のように加える。

(353) ペテロラタム

別表第一第二号イ中(262)を(351)とし、(249)から(261)までを(338)から(350)までとし、(248)を(336)とし、(336)の次に次のように加える。

(337) プロピオン酸エチル

別表第一第二号イ中(247)を(335)とし、(246)を(334)とし、(245)を(333)とし、(244)を(331)とし、(331)の次に次のように加える。

(332) 分解ガソリン(ベンゼンを含むものに限る。)

別表第一第二号イ中(243)を(330)とし、(240)から(242)までを(327)から(329)までとし、(239)を(323)とし、(323)の次に次のように加える。

(324) フタル酸二ヒドロキシエトキシエチル

(325) ふつ化けい酸水溶液(濃度が二十重量パーセント以上三十重量パーセント以下のもに限り、)

(326) 直鎖不飽和脂肪酸(炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。)

別表第一第二号イ中(238)を(322)とし、(237)を(321)とし、(236)を(318)とし、(318)の次に次のように加える。

(319) フタル酸ジトリデシル

(320) フタル酸ジノニル

別表第一第二号イ中(235)を(317)とし、(229)から(234)までを(311)から(316)までとし、(228)を(309)とし、(309)の次に次のように加える。

(310) ビスフェノールFのジグリシジルエーテル

別表第一第二号イ(227)を同号イ(308)とし、同号イ(226)中「遊離脂肪酸が七重量パーセント未満のものに限る。」を削り、同号イ(226)を同号イ(307)とし、同号イ(225)中「遊離脂肪酸が二重量パーセント未満のものに限る。」を削り、同号イ(225)を同号イ(306)とし、同号イ中(224)を(305)とし、(223)を(304)とし、(222)を(303)とし、同号イ(221)中「遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。」を削り、同号イ(221)を同号イ(299)とし、同号イ(299)の次に次のように加える。

(300) パーム油脂肪酸(蒸留物に限る。)

(301) パーム油脂肪酸メチルエステル

(302) パーム油の分別物

別表第一第二号イ(220)中「遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。」を削り、同号イ(220)を同号イ(298)とし、同号イ(219)中「遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。」を削り、同号イ(219)を同号イ(297)とし、同号イ(218)中「遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。」を削り、同号イ(218)を同号イ(294)とし、同号イ(294)の次に次のように加える。

(295) パーム核オレイン

(296) パーム核ステアリン

別表第一第二号イ中(217)を(293)とし、(211)から(216)までを(287)から(292)までとし、(210)を(285)とし、(285)の次に次のように加える。

(286) ノルマルアルカン(炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。)

別表第一第二号イ(209)を同号イ(283)とし、同号イ(283)の次に次のように加える。

(284) ノニルフェノールポリエトキシラト(重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。)

別表第一第二号イ中(208)を(282)とし、(200)から(207)までを(274)から(281)までとし、(199)を(271)とし、(271)の次に次のように加える。

(272) オルトニトロトルエン

(273) パラニトロトルエン

別表第一第二号イ(198)を同号イ(269)とし、同号イ(269)の次に次のように加える。

(270) ニトロエタン及び一ニトロプロパンの混合物(それぞれの濃度が十五重量パーセント以上のものに限る。)

別表第一第二号イ(197)を同号イ(268)とし、同号イ(196)中「低エルカ酸であつて遊離脂肪酸が四重量パーセント未満のものに限る。」を削り、同号イ(196)を同号イ(266)とし、同号イ(266)の次に次のように加える。

(267) 菜種油脂肪酸メチルエステル

別表第一第二号イ中(195)を(265)とし、(180)から(194)までを(250)から(264)までとし、(179)を削り、(178)を(249)とし、(177)を(248)とし、同号イ(176)中「遊離脂肪酸が二・五重量パーセント未満のものに限る。」を削り、同号イ(176)を同号イ(244)の次に次のように加える。

(244) トール油

(245) トール油
トール油脂肪酸(樹脂酸分が二十重量パーセント未満のものに限る。)

(246) トール油ピッチ

別表第一第二号イ中「(遊離脂肪酸が十重量パーセント未満のものに限る。)」を削り、同号イ(175)を同号イ(243)とし、同号イ中(174)を(242)とし、(173)を(241)とし、(172)を(240)とし、(171)を(238)とし、(238)の次に次のように加える。

(239) テトラデシルアミン及びドデシルアミンの混合物

別表第一第二号イ中(170)を(237)とし、(169)を削り、(168)を(236)とし、(167)を(235)とし、同号イ(166)中「遊離脂肪酸が〇・五重量パーセント未満のものに限る。」を削り、同号イ(166)を同号イ(234)とし、同号イ(165)中「遊離脂肪酸が十五重量パーセント未満のものに限る。」を削り、同号イ(165)を同号イ(232)とし、同号イ(232)の次に次のように加える。

(233) タロー脂肪酸

別表第一第二号イ(164)を同号イ(229)とし、同号イ(229)の次に次のように加える。

(230) 石炭酸油

(231) 石油スルホン酸ナトリウム

別表第一第二号イ(163)を同号イ(227)とし、同号イ(227)の次に次のように加える。

(228) スチレン

別表第一第二号イ中(162)を(226)とし、(148)から(161)までを(212)から(225)までとし、(147)を(208)とし、(208)の次に次のように加える。

(209) ジフェニルアミン

(210) ジフェニルアミン及び二・二・四トリメチルペンテンの反応生成物

(211) ジフェニルメタンジイソシアナート

別表第一第二号イ中(146)を(207)とし、(145)を(203)とし、(203)の次に次のように加える。

(204) 二・二・ジクロロプロピオン酸

(205) 一・六・ジクロロヘキサン

(206) ジクロロメタン

別表第一第二号イ中(144)を(202)とし、(143)を(201)とし、(142)を(197)とし、(197)の次に次のように加える。

(198) 二・四・ジクロロフェノキシ酢酸ジエタノールアミン塩溶液

(199) 二・四・ジクロロフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩溶液(濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。)

(200) 二・四・ジクロロフェノキシ酢酸トリソプロパノールアミン塩溶液

別表第一第二号イ中(141)を(196)とし、(140)を(195)とし、(139)を削り、(138)を(194)とし、(137)を(193)とし、(136)を(192)とし、(135)を(190)とし、(190)の次に次のように加える。

(191) 二・六・ジエチルアニリン

別表第一第二号イ(134)を同号イ(188)とし、同号イ(188)の次に次のように加える。

(189) ジソプロピルナフタレン

別表第一第二号イ中(133)を(187)とし、(130)から(132)までを(184)から(186)までとし、(129)を(182)とし、(182)の次に次のように加える。

(183) 硝酸アルキル(アルキル基の炭素数が七から九までのもの及びその混合物に限る。)

別表第一第二号イ中(128)を(181)とし、(120)から(127)までを(173)から(180)までとし、(119)を(170)とし、(170)の次に次のように加える。

(171) 脂肪酸メチルエステル

(172) 直鎖脂肪酸アルコール(炭素数が八から十八までのもの及びその混合物に限る。)

別表第一第二号イ(118)を同号イ(167)とし、同号イ(167)の次に次のように加える。

(168) 脂肪酸(炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。)

(169) 脂肪酸蒸留物(植物油の精製の際に生ずるものに限る。)

別表第一第二号イ中(117)を(166)とし、(112)から(116)までを(161)から(165)までとし、(111)を(159)とし、(159)の次に次のように加える。

(160) シクロアルカン(炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。)
別表第一第二号イ(110)を同号イ(157)とし、同号イ(157)の次に次のように加える。

(158) シアバター

別表第一第二号イ中(109)を(156)とし、(108)を(155)とし、(107)を(154)とし、(106)を(152)とし、(152)の次に次のように加える。

(153) サフラワー油

別表第一第二号イ中(105)を(151)とし、(99)から(104)までを(145)から(150)までとし、(98)を(142)とし、(142)の次に次のように加える。

(143) 酢酸トリデシル

(144) 酢酸ノルマルオクチル

別表第一第二号イ中(97)を(141)とし、(96)を(140)とし、(95)を(138)とし、(138)の次に次のように加える。

(139) 米ぬか油

別表第一第二号イ(94)を同号イ(136)とし、同号イ(136)の次に次のように加える。

(137) コールタールナフサソルベント

別表第一第二号イ中(93)を(135)とし、(92)を(134)とし、(91)を(133)とし、(90)を(130)とし、(130)の次に次のように加える。

(131) グリオキシル酸溶液(濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。)

(132) グリセリンモノオレイン酸

別表第一第二号イ中(89)を(129)とし、(88)から(93)までを(125)から(128)までとし、(84)を(123)とし、(123)の次に次のように加える。

(124) オルトクロロニトロベンゼン

別表第一第二号イ中(83)を(122)とし、(82)を(121)とし、(81)を(120)とし、(80)を(118)とし、(118)の次に次のように加える。

(119) クレゾールナトリウム塩溶液

別表第一第二号イ(79)中「遊離脂肪酸が四重量パーセント未満のものに限る。」を削り、同号イ(79)を同号イ(117)とし、同号イ中(78)を(116)とし、(77)を(115)とし、(76)を(114)とし、(75)を(112)とし、(112)の次に次のように加える。

(113) キシレン及びエチルベンゼンの混合物(エチルベンゼンの濃度が十重量パーセント以上のものに限る。)

別表第一第二号イ(74)を同号イ(111)とし、同号イ(73)中「六十重量パーセント」を「八重量パーセント」に改め、同号イ(73)を同号イ(109)とし、同号イ(109)の次に次のように加える。

(110) カシュウナツツシエル油(未精製のものに限る。)

別表第一第二号イ(72)を同号イ(107)とし、同号イ(107)の次に次のように加える。

(108) カカオ脂

別表第一第二号イ中(71)を(106)とし、(70)を(105)とし、同号イ(69)中「遊離脂肪酸が三・二重量パーセント未満のものに限る。」を削り、同号イ(69)を同号イ(104)とし、同号イ中(68)を(103)とし、(67)を(102)とし、(66)を(101)とし、(65)を(98)とし、(98)の次に次のように加える。

(100) オクタン酸
塩化ベンジル

別表第一第二号イ中(64)を(97)とし、(60)から(63)までを(93)から(96)までとし、(59)を(92)とし、(92)の次に次のように加える。

(91) エチレンジアミン四酢酸四ナトリウム塩溶液
(92) エトキシ化長鎖アルコキシルキルアミン(アルキル基の炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。)

別表第一第二号イ中(58)を(91)とし、(57)を(90)とし、(56)の次に次のように加える。

(88) エチレンジグリコールモノメチルエーテルアセタート
(89) エチレンジグリコールモノアセタート

別表第一第二号イ中(54)を(87)とし、(53)を(86)とし、(52)を(85)とし、(85)の次に次のように加える。

(81) エチレン及び酢酸ビニルの共重合体
(79) エチルベンチルケトン

別表第一第二号イ中(50)を(77)とし、(49)を削り、(48)を(76)とし、(40)から(47)までを(68)から(75)までとし、(39)を(66)とし、(66)の次に次のように加える。

(67) イリッペ油
別表第一第二号イ中(48)を(65)とし、(47)から(49)までを(62)から(64)までとし、同号イ(44)中「イソプロピルアミン」の下に「及びその溶液(濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。)」を加え、同号イ(44)を同号イ(61)とし、同号イ中(43)を(60)とし、(42)を(59)とし、(41)の次に次のように加える。

(59) イソアルカン(炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。)
(60) イソアルカン(炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。及びシクロアルカン(炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る)の混合物)

別表第一第二号イ中⑧を⑧とし、⑧から⑩までを⑧から⑩までとし、同号イ⑩中「十まで」を「四十まで」に改め、同号イ⑩を同号イ⑩とし、同号イ⑩の次に次のように加える。

47 アルキルフェノールポリエトキシソール(アルキル基の炭素数が七から十一までのものであつて、重合度が四から十二までのもの及びその混合物に限る。)

48 アルキルベンゼン(アルキル基の炭素数が三又は四のもの及びその混合物並びにアルキル基の炭素数が九以上のもの(ドデシルベンゼンを除く)及びアルキル基の炭素数が九以上のものの混合物に限る。)

49 アルキルベンゼンスルホン酸(アルキル基の炭素数が十一から十七までのもの及びその混合物に限る。)

50 アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム塩溶液

51 アルキルベンゼンの混合物(トルエンを五十重量パーセント以上含むものに限る。)

52 アルキルベンゼンの蒸留残留物

別表第一第二号イ⑩を同号イ⑩とし、同号イ⑩の次に次のように加える。

45 長鎖アルキルフェノール塩及び硫化フェノールの混合物

別表第一第二号イ⑩を同号イ⑩とし、同号イ⑩の次に次のように加える。

42 アルキルジフェニルアミン

43 アルキルスルホン酸ナトリウム塩溶液(アルキル基の炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物であつて、濃度が六十重量パーセント以上六十五重量パーセント以下のものに限る。)

別表第一第二号イ⑩を同号イ⑩とし、同号イ⑩の次に次のように加える。

40 長鎖アルキルサリチル酸カルシウム(アルキル基の炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。)

39 長鎖アルキルサリチル酸マグネシウム(アルキル基の炭素数が十一以上のもの及びその混合物に限る。)

別表第一第二号イ中⑧を⑧とし、⑧を⑧とし、同号イ⑧中「十一から」を「九から」に改め、同号イ⑧を同号イ⑧とし、同号イ⑧を同号イ⑧とし、同号イ⑧の次に次のように加える。

32 長鎖アルキルアリアルスルホン酸マグネシウム(アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。)

別表第一第二号イ⑩を同号イ⑩とし、同号イ⑩の次に次のように加える。

30 長鎖アルキルアリアルスルホン酸(アルキル基の炭素数が十六から六十までのもの及びその混合物に限る。)

別表第一第二号イ⑩を同号イ⑩とし、同号イ⑩の次に次のように加える。

29 長鎖アルカン酸銅塩(炭素数が十七以上のもの及びその混合物に限る。)

28 アルキルアミン燐酸エステル(アルキル基の炭素数が十二から十四までのもの及びその混合物に限る。)

別表第一第二号イ中⑧を⑧とし、⑧から⑩までを⑧から⑩までとし、同号イ⑩中「遊離脂肪酸が二重量パーセント未満のものに限る。」を削り、同号イ⑩を同号イ⑩とし、同号イ⑩を⑩とし、⑩を⑩とし、⑩の次に次のように加える。

17 アジピン酸ジトリデシル

16 アセトニトリル(濃度が八十重量パーセント以上八十五重量パーセント以下のものに限る。)

別表第一第二号イ⑨を同号イ⑨とし、同号イ⑨の次に次のように加える。

14 アジピン酸オクチルデシル

13 アジピン酸ジイソニル

別表第一第二号イ⑧を同号イ⑧とし、同号イ⑧の次に次のように加える。

11 アシッドオイル(植物油、パーム油又はパーム核油の精製の際に生ずるものに限る。)

12 アシッドオイル(大豆油、とうもろこし油及びひまわり油の精製の際に生ずるもの混合物に限る。)

別表第一第二号イ中⑦を⑦とし、⑦から⑩までを⑦から⑩までとし、①を②とし、②の次に次のように加える。

3) アクリル酸アルキル及びビニルピリジンの共重合体のトルエン溶液

別表第一第二号イ①として次のように加える。

(1) アクリルアミド溶液(濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。)

別表第一第二号イに次のように加える。

(441) ワックス(パラフィンワックスを除く。)

別表第一第二号イ④中「アセトニトリル」の下に「濃度が八十五重量パーセントを超えるものに限る。」を加え、同号イ中⑧を削り、⑧を⑧とし、⑧を⑧とし、⑧を⑧とし、⑧及び⑧を削り、⑧を⑧とし、⑧を削り、⑧を⑧とし、⑧を⑧とし、⑧の次に次のように加える。

12 長鎖アルキルアリアルスルホン酸カルシウム(アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。)

別表第一第二号イ⑦を同号イ⑦とし、同号イ⑦の次に次のように加える。

(7) アミノエチルエタノールアミン及びアミノエチルジエタノールアミンの混合溶液

(8) N-アミノエチルピペラジン

(9) (2-アミノ)エトキシエタノール

別表第一第二号イ中⑧を削り、⑧を⑧とし、⑧を⑧とし、⑧を⑧とし、⑧の次に次のように加える。

21 エチレングリコールモノフェニルエーテル

別表第一第二号イ⑩を次のように改める。

22 エチレングリコールモノフェニルエーテル及びジエチレングリコールモノフェニルエーテルの混合物

別表第一第二号イ中⑬を削り、⑬を⑬とし、⑬から⑬までを⑬から⑬までとし、⑬を⑬とし、⑬の次に次のように加える。

(150) 硫化ポリオレフィンアミドアルケンアミン(ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。)

別表第一第二号イ中⑬を⑬とし、⑬を⑬とし、⑬を⑬とし、⑬を⑬とし、⑬の次に次のように加える。

(142) ラテックス(スチレン及びブタジエンの共重合体をカルボキシル化したもの並びにスチレンブタジエンゴムに限る。)

(143) リグニンスルホン酸アンモニウム溶液

(144) リグニンスルホン酸カルシウム溶液

(145) リグニンスルホン酸ナトリウム塩溶液

別表第一第三号イ中⑬を⑬とし、⑬から⑬までを⑬から⑬までとし、⑬を⑬とし、⑬の次に次のように加える。

(136) ニーメチル-三プロパンジオール

別表第一第三号イ中(117)を(134)とし、(110)から(116)までを(127)から(133)までとし、(109)を削り、(108)を(126)とし、(107)を(124)とし、(124)の次に次のように加える。

(125) メタクリル酸及びメタクリル酸アルコキシポリ(オキシアルキレン)の共重合体のナトリウム塩水溶液(濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。)

別表第一第三号イ中(106)中「アルキル基」を「アルケニル基」に改め、同号イ(106)を同号イ(123)とし、同号イ中(105)を(122)とし、(104)を(121)とし、(103)を(119)とし、(119)の次に次のように加える。

(120) ポリグリセリンナトリウム塩溶液(水酸化ナトリウムの含有量が三重量パーセント未満のものに限る。)

別表第一第三号イ中(102)を(118)とし、(101)を(117)とし、(100)を(116)とし、(99)を(112)とし、(112)の次に次のように加える。

(113) ポリアクリル酸溶液(濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。)

(114) ポリアクリル酸ナトリウム溶液(重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。)

(115) ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテル(アルキル基の炭素数が一から六までのものであって、重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。)

別表第一第三号イ中(98)を(111)とし、(97)を削り、(96)を(110)とし、(95)から(97)までを(102)から(109)までとし、(97)を削り、(96)の次に次のように加える。

(101) ブレーキ液基剤(ポリアルキレングリコール(アルキレングリコールの炭素数が二又は三のもの)であつて、重合度が二から八までのものに限る。)、ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテル(アルキレングリコールの炭素数が二から十までのものであって、アルキル基の炭素数が一から四までのものに限る。)、及びそれらのほう酸エステルの混合物に限る。)

別表第一第三号イ中(95)を同号イ(98)とし、同号イ(95)の次に次のように加える。

(99) プチルアルコール
別表第一第三号イ中(94)を(97)とし、(93)から(95)までを(94)から(96)までとし、(93)を削り、(92)を(93)とし、(92)を(98)とし、(92)の次に次のように加える。
(98) トリメチロールプロパンプロポキシシラート
(99) ドデシルベンゼン
(100) ナフタレンスルホン酸及びホルムアルデヒドの共重合体のナトリウム塩溶液
別表第一第三号イ中(90)を(97)とし、(89)から(91)までを(90)から(92)までとし、(89)を(93)とし、(89)の次に次のように加える。

(79) チオ硫酸アンモニウム溶液(濃度が六十重量パーセント以下のものに限る。)
別表第一第三号イ中(77)を(77)とし、(76)から(78)までを(77)から(79)までとし、(76)を(70)とし、(70)の次に次のように加える。
(71) 水酸化カルシウム

別表第一第三号イ中(60)を(60)とし、(59)を(60)とし、(58)を(63)とし、(63)の次に次のように加える。

(64) ジエチレングリコールジエチルエーテル
(65) ジエチレングリコールジブチルエーテル
(66) ジエチレントリアミン五酢酸五ナトリウム塩溶液
(67) 一-ジクロロエタン

別表第一第三号イ中(57)を(62)とし、(54)から(56)までを(54)から(61)までとし、(53)を削り、(52)を(57)とし、(57)の次に次のように加える。

(58) 硝酸カルシウム溶液(濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。)

別表第一第三号イ中(51)を(51)とし、(50)を(51)とし、(49)を(54)とし、(48)を削り、(47)を(52)とし、(52)の次に次のように加える。

(53) 酸素含有脂肪族炭化水素
別表第一第三号イ中(48)を(51)とし、(45)を(51)とし、(44)を(48)とし、(43)を削り、(42)を(48)とし、(41)を(47)とし、(40)を(48)とし、(39)を削り、(38)を(41)の次に次のように加える。
(42) グリセリンエトキシシラート及びグリセリンプロポキシシラートの混合物
(43) グリセリンエトキシシラート、グリセリンプロポキシシラート、スクロースエトキシシラート及びスクロースプロポキシシラートの混合物
(44) グリセリンプロポキシシラート
(45) グリセリンプロポキシシラート及びソルビトールプロポキシシラートの混合物(アミンの含有量が十重量パーセント未満のものに限る。)

別表第一第三号イ中(37)を(40)とし、(36)から(38)までを(37)から(39)までとし、(37)を削り、(36)を(39)とし、(35)を(39)とし、(34)を(39)とし、(33)を(39)の次に次のように加える。

(37) 塩化ベンゼンスルホニル
別表第一第三号イ中(32)の次に次のように加える。
(33) エトキシ化ポリエチレンイミン溶液(濃度が九十重量パーセント以下のものに限る。)

(34) 塩化カリウム溶液
(35) 塩化カリウム、硝酸カルシウム及び硝酸マグネシウムの混合溶液
別表第一の二中第十号を第十五号とし、第九号を第十四号とし、第八号を第十三号とし、第七号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 レシチン
別表第一の二中第六号を第十号とし、第五号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 マルチトール溶液
別表第一の二中第四号を第七号とし、第三号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 ソルビトール溶液
別表第一の二第二号を同表第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 植物性たんぱく質溶液(加水分解したものに限る。)

二 還元でん粉加水分解物

附 則
一 (施行期日)
この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。
二 (罰則に関する経過措置)
この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

環境大臣 斎藤 鉄夫
内閣総理大臣 麻生 太郎